

## 平成29年度機構集積協力金の交付基準（青森県）

### 1 交付対象農地

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2で定める要件を満たす農地。

なお、国からの配分額は担い手への新規集積農地面積に応じた額となるが、交付対象農地は担い手への新規集積農地面積以外にも含める。

### 2 地域集積協力金交付対象の考え方

#### (1) 交付対象

機構が借り受けた農地のうち、担い手への新たな集積・集約化※につながる農地がおおむね半分を超える場合に、予算の範囲内で交付する。

(※ 担い手への新たな集積・集約化には、担い手同士の利用権の交換及び特定農作業委託から利用権設定への変更を含む。)

#### (2) 面積集計時点

各年度の12月末時点とする。

### 3 平成29年度の交付単価

交付単価は、担い手への新規集積農地面積（平成29年1月～12月）が確定する平成30年1月頃に、下表に示す上限単価の範囲内で、国からの配分額と機構集積協力金交付事業の所要額から決定する。

区 分		上限単価
地域集積 協力金	2割超5割以下	15,000円/10a
	5割超8割以下	21,000円/10a
	8割超	27,000円/10a
切り替えの農地面積※1,2		上記単価の1/10
経営転換 協力金	0.5ha以下	300,000円/戸
	0.5ha超2.0ha以下	500,000円/戸
	2.0ha超	700,000円/戸
遊休農地所 有者※1,3	0.5ha以下	50,000円/戸
	0.5ha超2.0ha以下	200,000円/戸
	2.0ha超	350,000円/戸
耕作者集積協力金		10,000円/10a

※1 県が独自に設定した上限単価

※2 切り替えの農地面積の上限単価は、切り替え以外の農地面積と別に設定する。

(切り替え：既に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき締結している貸借契約（既存契約）の終期の到来又は解約による農地を機構に貸付け、機構の事業規程に則ったマッチングの結果、元の耕作者にそのまま転貸すること)

※3 農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2別表1に掲げる市町村に所有する遊休農地を除く

### 4 その他

(1) 上記は、現行の国の考え方に基づくものであり、今後変更する場合もある。

(2) この単価は毎年度見直すこととする。